

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

消防本部

消防総務課

2 監査の範囲

令和2年4月から令和3年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年4月6日（火）から7月2日（金）まで

4 令和3年6月22日まで監査に当たった議会選出監査委員

土屋 晴巳

5 監査の実施に基づき措置を講じた内容

消防総務課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、略称規定に誤りがあった。
	措置状況	今後、適正に改正いたします。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	備品の初度調達において適切な購入計画に基づいた適正で効率的な購入がされていなかった。
	措置状況	今後は適切な購入計画により効率的に購入いたします。

イ	指摘事項	長期継続契約の対象とならない契約について、自動更新条項を設けて契約を締結しているものがあつた。
	措置状況	今後は、適正な契約事務を行います。